

P 1

1 全国の雇用失業情勢（令和7年11月）

P 2

2 東京のハローワークにおける職業紹介状況

P 3

3 東京のハローワークにおける障害者職業紹介状況

P 4

4 直近の法改正

P 7

5 障害者雇用状況の集計結果（令和7年6月1日現在）

P 14

6 労働局・ハローワークにおける雇入れ支援等

- 就職面接会の開催
- 障害のある学生等に対する支援
- 企業向け雇用支援セミナー
- 企業と就労移行支援事業所等との面談会
- 就労支援セミナー
- 企業見学会
- 職場実習のための合同面談会
- 職場体験実習
- 障害者就労アドバイザーによる助言
- 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座
- 障害者雇用相談援助助成金
- 障害者雇用優良中小事業主認定制度

1 全国の雇用失業情勢 (令和7年11月)

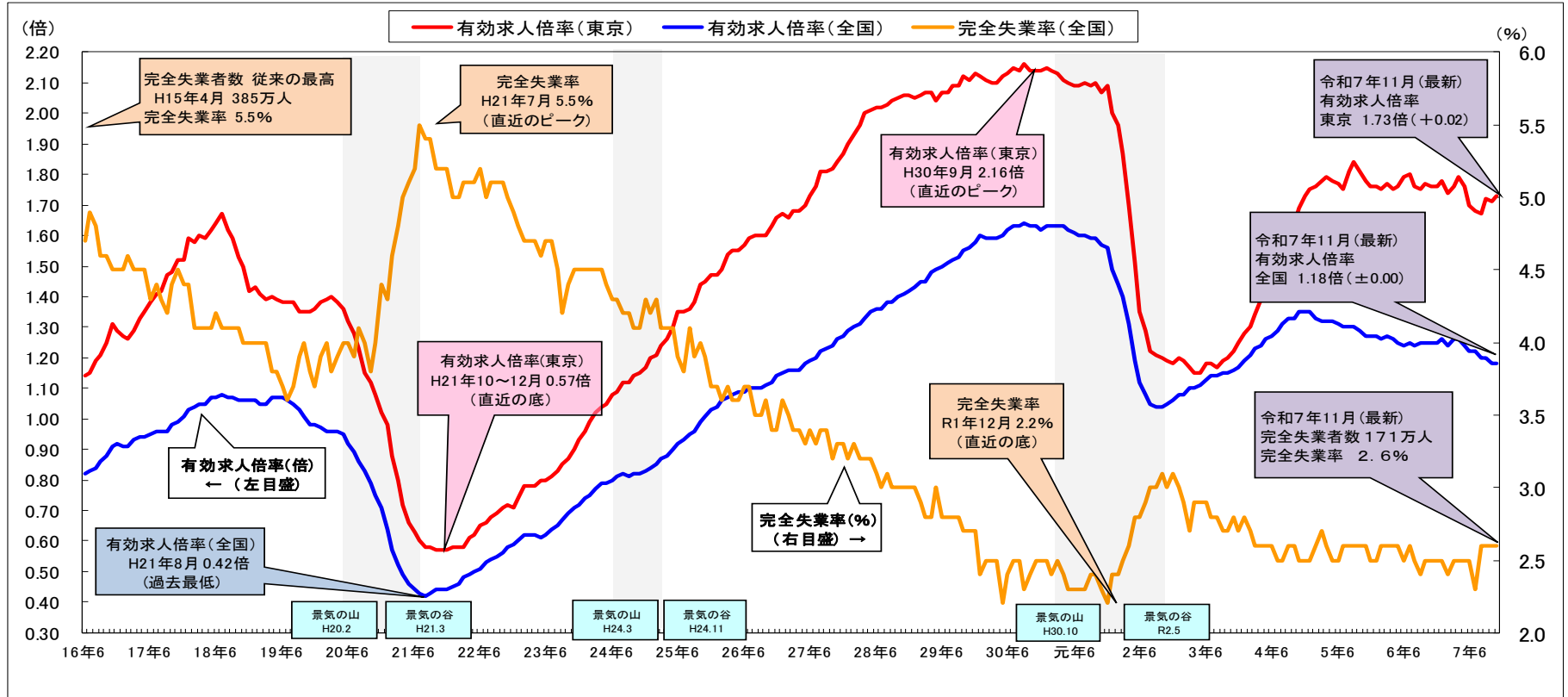
全国の雇用失業情勢 (令和7年11月)

【雇用情勢は、改善の動きがみられる。】

(内閣府：月例経済報告R7年11月分より)

- 全国の完全失業率(季調値)※は2.6%で、前月と同率。(前月2.6%)
- 全国の有効求人倍率(季調値)は1.18倍で、前月と同率。(前月1.18倍)
- 東京の有効求人倍率(季調値)は1.73倍で、前月より0.02ポイント上昇。(前月1.71倍)
- 日銀短観(12月調査、対比は前回9月調査)の業況判断(「良い」-「悪い」)は、全規模全産業で(15→17)となった。(単位：%ポイント)
- 日銀短観の雇用人員判断(「過剰」-「不足」)の増加傾向は(-36 → -38)であった。(単位：%ポイント)
- 全国の企業倒産件数は778件で、前年同月比7.5%減少、6か月ぶりに前年同月を下回った。
- 東京都の企業倒産件数は137件で、前年同月比2.1%減少となり、2か月ぶりに前年同月を下回った。

【完全失業率と有効求人倍率の動向】



(資料出所) 内閣府「月例経済報告」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」、㈱東京商工リサーチ「東京の企業倒産状況」・「全国企業倒産状況」(負債総額1,000万円以上の倒産を集約)
毎年1月に季節調整値替えが行われる。

※平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値として記載している。また、平成23年9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果である。詳細は総務省「労働力調査」をご覧ください。

2 東京のハローワークにおける職業紹介状況

令和7年11月

職種別有効求人倍率は、事務的職業では0.46倍と低く、同職種の仕事(求人)が少なく、希望求職者が多い。
一方、保安の職業では17.90倍と高く、同職種の仕事(求人)が多く、希望求職者が少ない。

東京: 常用

(単位: 人、倍)

職種	有効求人数			有効求職者数			有効求人倍率		
		前年同月	比		前年同月	比		前年同月	差
職業計	315,358	326,342	▲ 3.4	199,266	204,471	▲ 2.5	1.58	1.60	▲ 0.02
A管理的職業	1,285	1,428	▲ 10.0	1,308	1,245	5.1	0.98	1.15	▲ 0.17
B専門的・技術的職業	77,837	84,235	▲ 7.6	34,361	34,897	▲ 1.5	2.27	2.41	▲ 0.14
C事務的職業	30,105	32,565	▲ 7.6	65,104	69,027	▲ 5.7	0.46	0.47	▲ 0.01
D販売の職業	28,533	31,146	▲ 8.4	10,543	11,284	▲ 6.6	2.71	2.76	▲ 0.05
Eサービスの職業	97,137	94,873	2.4	16,792	16,454	2.1	5.78	5.77	0.01
F保安の職業	23,139	20,581	12.4	1,293	1,270	1.8	17.90	16.21	1.69
G農林漁業の職業	806	674	19.6	715	671	6.6	1.13	1.00	0.13
H生産工程の職業	10,040	11,377	▲ 11.8	5,843	5,762	1.4	1.72	1.97	▲ 0.25
I輸送・機械運転の職業	14,380	14,316	0.4	3,815	3,906	▲ 2.3	3.77	3.67	0.10
J建設・採掘の職業	7,583	8,860	▲ 14.4	1,419	1,395	1.7	5.34	6.35	▲ 1.01
K運搬・清掃等の職業	24,513	26,287	▲ 6.7	16,577	17,564	▲ 5.6	1.48	1.50	▲ 0.02

3 東京のハローワークにおける障害者職業紹介状況（障害種類別）

(単位：人)	新規求職申込者数										新規求人 受理件数	
	障害者計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他			
2年度	18,261	(▲16.9)	5,065	(▲14.2)	2,757	(▲16.6)	8,259	(▲26.9)	2,180	(49.2)	16,519	(▲40.4)
3年度	19,380	(6.1)	4,917	(▲2.9)	2,608	(▲5.4)	9,866	(19.5)	1,989	(▲8.8)	18,746	(13.5)
4年度	20,159	(4.0)	4,891	(▲0.5)	2,775	(6.4)	11,540	(17.0)	953	(▲52.1)	20,446	(9.1)
5年度	21,921	(8.7)	5,069	(3.6)	2,918	(5.1)	13,122	(13.7)	812	(▲14.8)	23,226	(13.6)
6年度	22,095	(0.8)	4,795	(▲5.4)	2,928	(0.0)	13,491	(2.8)	891	(9.7)	26,702	(15.0)
7年度	15,423	(2.1)	3,271	(0.6)	2,234	(2.1)	9,343	(3.3)	575	(▲7.7)	19,361	(9.7)

(単位：人)	就職件数										新規求人数	
	障害者計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他			
2年度	5,624	(▲24.7)	1,232	(▲32.3)	1,447	(▲9.6)	2,452	(▲34.8)	493	(73.0)	26,039	(▲40.1)
3年度	6,081	(8.1)	1,292	(4.9)	1,448	(0.1)	2,729	(11.3)	612	(24.1)	29,288	(12.5)
4年度	6,581	(8.2)	1,389	(7.5)	1,401	(▲3.2)	3,530	(29.4)	261	(▲57.4)	32,593	(11.3)
5年度	6,904	(4.9)	1,454	(4.7)	1,441	(2.9)	3,890	(10.2)	119	(▲54.4)	39,490	(21.2)
6年度	7,510	(8.8)	1,495	(2.8)	1,528	(6.0)	4,371	(12.4)	116	(▲2.5)	44,453	(12.6)
7年度	5,359	(1.8)	963	(▲6.8)	1,199	(4.0)	3,092	(3.1)	105	(31.3)	31,656	(6.8)

※「その他」は、身体障害者・知的障害者・精神障害者以外の障害者であり、具体的には、障害者手帳を所持しない発達障害者、難病患者、高次脳機能障害など
※（ ）内は対前年同期比。令和7年度は11月末現在。

4 直近の法改正 ①法定雇用率の引上げ

事業主は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。
(障害者雇用促進法第43条第1項関係)

◆令和5年3月1日障害者雇用促進法施行令の一部改正により、障害者法定雇用率は以下のとおり段階的に引き上げることとされ、令和6年4月1日から施行された。

区 分	【改正前】	令和6年4月 ～令和8年6月	令和8年7月～
一般の民間企業	2. 3%	2. 5% 【40.0人以上】	2. 7% 【常用労働者数 37.5人以上】
独立行政法人・特殊法人等	2. 6%	2. 8% 【36.0人以上】	3. 0% 【常用労働者数 33.5人以上】
国、地方公共団体	2. 6%	2. 8% 【36.0人以上】	3. 0% 【常用労働者数 33.5人以上】
都道府県等の教育委員会	2. 5%	2. 7% 【37.5人以上】	2. 9% 【常用労働者数 34.5人以上】

4 直近の法改正 ②除外率の引下げ

- 1 障害者雇用促進法では、障害者の職業の安定のため、法定雇用率を設定している。

現在の民間事業主の法定雇用率

…2. 5%（令和6年4月1日～）

- 2 一方、機械的に一律の雇用率を適用することになじまない性質の職務もあることから、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度（障害者の雇用義務を軽減）を設けていた。

除外率は、それぞれの業種における障害者の就業が一般的に困難であると認められる職務の割合に応じて決められていた。

- 3 この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。

経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、**廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小**することとされている（法律附則）。

- 4 平成16年4月、一律に10ポイントの引下げを実施。平成22年7月に一律に10ポイントの引下げを実施後、据え置かれていたが、**令和7年4月以降、一律10ポイント引き下げとなった。**

除外率設定業種	除外率	
	令和7年 3月まで	令和7年 4月以降
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く。）・倉庫業・船舶製造・修理業・船用機関製造業・航空運輸業・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5%	0%
窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）・その他の鉱業・採石業・砂・砂利・玉石採取業・水運業	10%	0%
非鉄金属第一次製錬・精製業・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%	5%
建設業・鉄鋼業・道路貨物運送業・郵便業（信書便事業を含む。）	20%	10%
港湾運送業・警備業	25%	15%
鉄道業・医療業・高等教育機関	30%	20%
林業（狩猟業を除く。）	35%	25%
金属鉱業・児童福祉事業	40%	30%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45%	35%
石炭・亜炭鉱業	50%	40%
道路旅客運送業・小学校	55%	45%
幼稚園	60%	50%
船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

4 直近の法改正 ③実雇用率のカウント

時間区分 障害種別		1 週間の所定労働時間			摘 要
		30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満 ※令和6年4月～	
身体障害者		1 カウント	0.5カウント		身体障害者手帳 3 級～6 級、7 級の障害が 2 以上重複
	重度	2 カウント	1 カウント	0.5カウント	身体障害者手帳 1 級～2 級、3 級の障害が 2 以上重複
知的障害者		1 カウント	0.5カウント		愛の手帳（東京）の 3 度～4 度
	重度	2 カウント	1 カウント	0.5カウント	愛の手帳（東京）1 度～2 度、3 度～4 度で重度判定を受けた者
精神障害者		1 カウント	0.5カウント	0.5カウント	精神障害者保健福祉手帳所持者のみ算定

●週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1 カウントとして算定
(令和 5 年 4 月～算定特例の延長)

●特例的取扱として、雇用義務の対象外である週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の働き方について、上記部分について、就労機会の拡大のため、実雇用率に算定

5 障害者雇用状況報告の集計結果①

令和7年6月1日状況調査 令和7年12月19日公表

民間企業（法定雇用率2.5%）

	企業数	算定基礎労働者（人）	障害者数（人）	実雇用率	前年比	達成企業割合	前年比
全 国	120,467	29,210,526.0	704,610.0	2.41%	0.00P	46.0%	0.0P
東京都	25,507	11,425,413.0	263,341.0	2.30%	0.01P	31.1%	0.6P

実雇用率

○上位5県

沖縄県	3.27%
奈良県	2.94%
島根県	2.89%
佐賀県	2.87%
長崎県	2.84%

○下位5県

山梨県	2.28%
東京都	2.30%
茨城県	2.32%
群馬県	2.35%
富山県	2.35%

達成企業割合

○上位5県

島根県	66.7%
佐賀県	62.4%
宮崎県	62.0%
大分県	59.1%
秋田県	58.7%

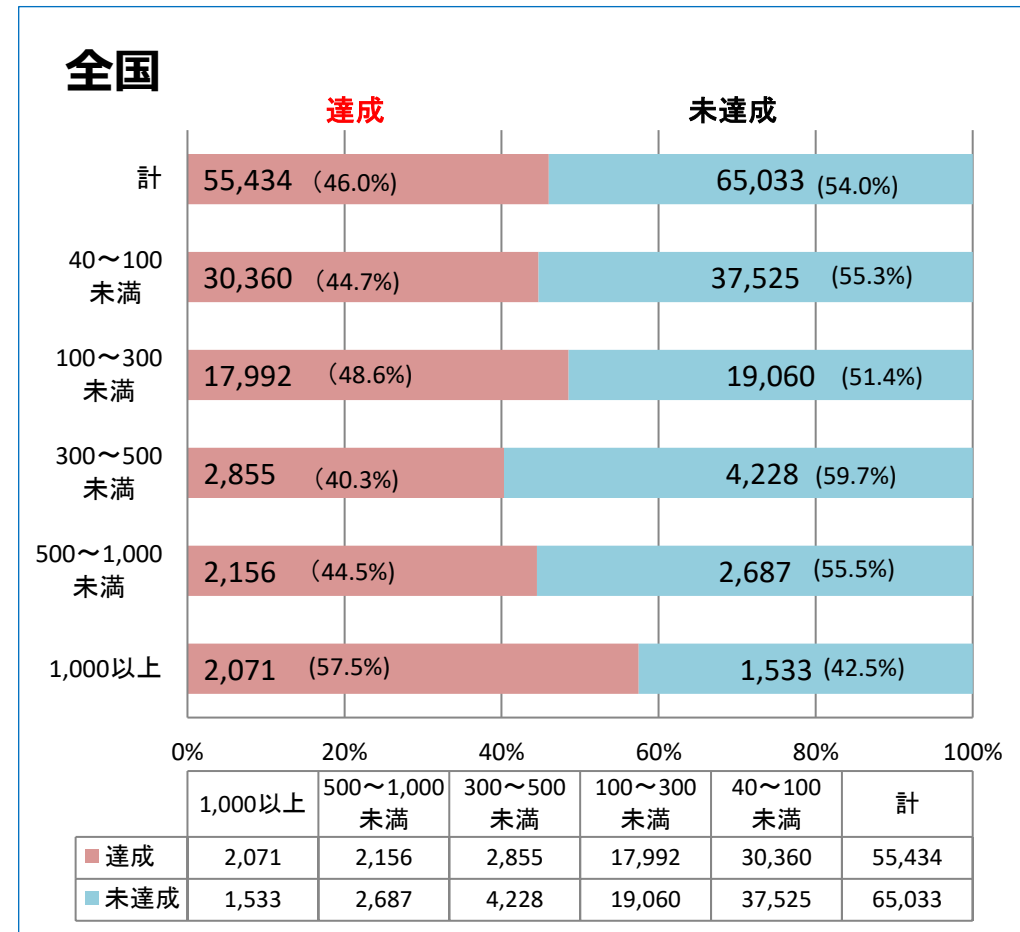
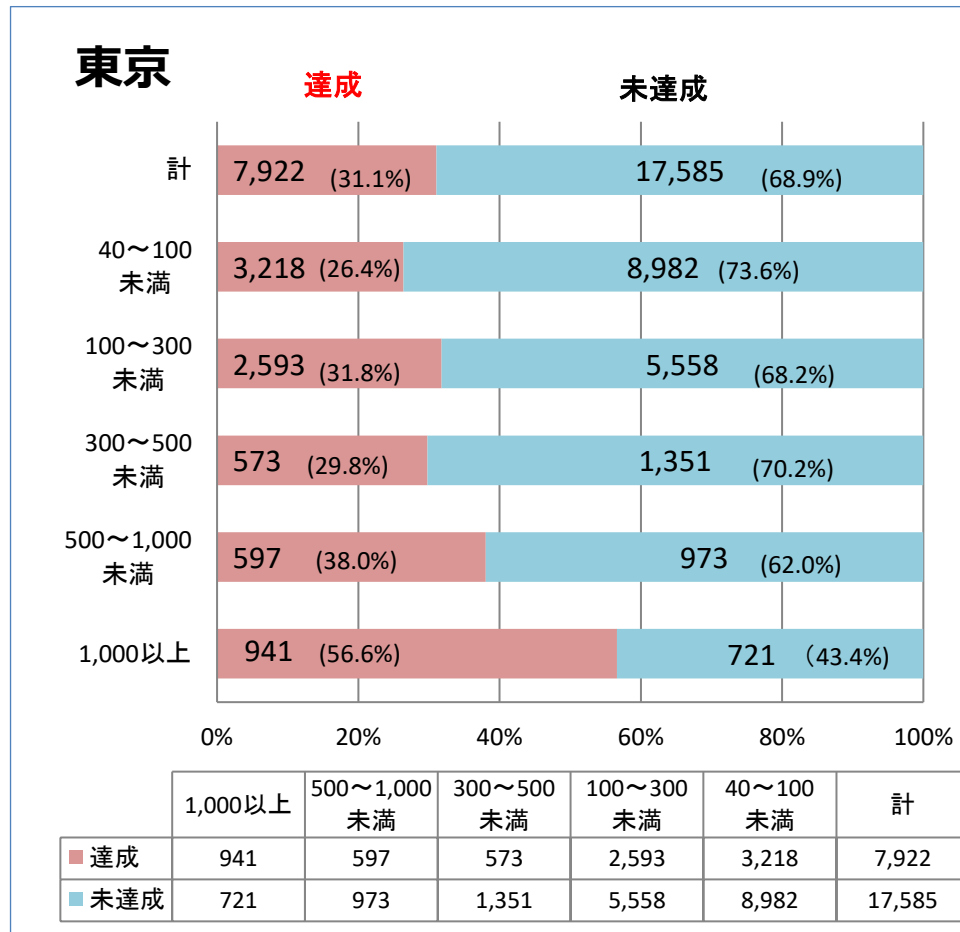
○下位5県

東京都	31.1%
大阪府	41.4%
神奈川県	43.5%
埼玉県	45.6%
茨城県	46.0%



5 障害者雇用状況報告の集計結果②

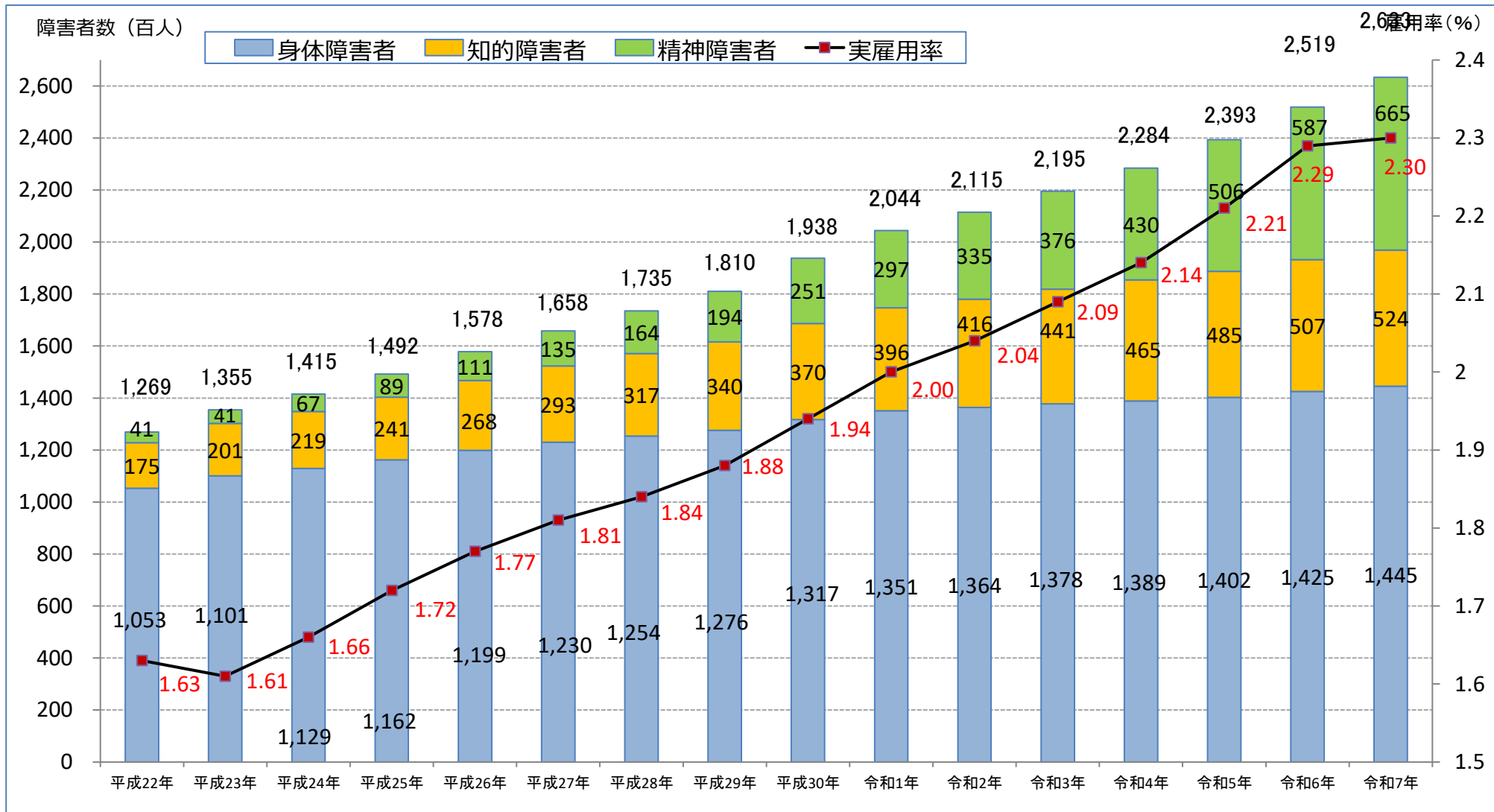
◆法定雇用率達成・未達成の状況（東京・全国）



- ◆ 雇用率達成企業は、
東京は31.1%（対前年比0.6 P） 全国では46.0%（対前年比0.0 P）
- ◆ 大企業では達成率が高く、中小企業では達成率が低い傾向にある
- ◆ 東京の1,000人未満規模の達成企業割合が全国状況と乖離している

5 障害者雇用状況報告の集計結果③

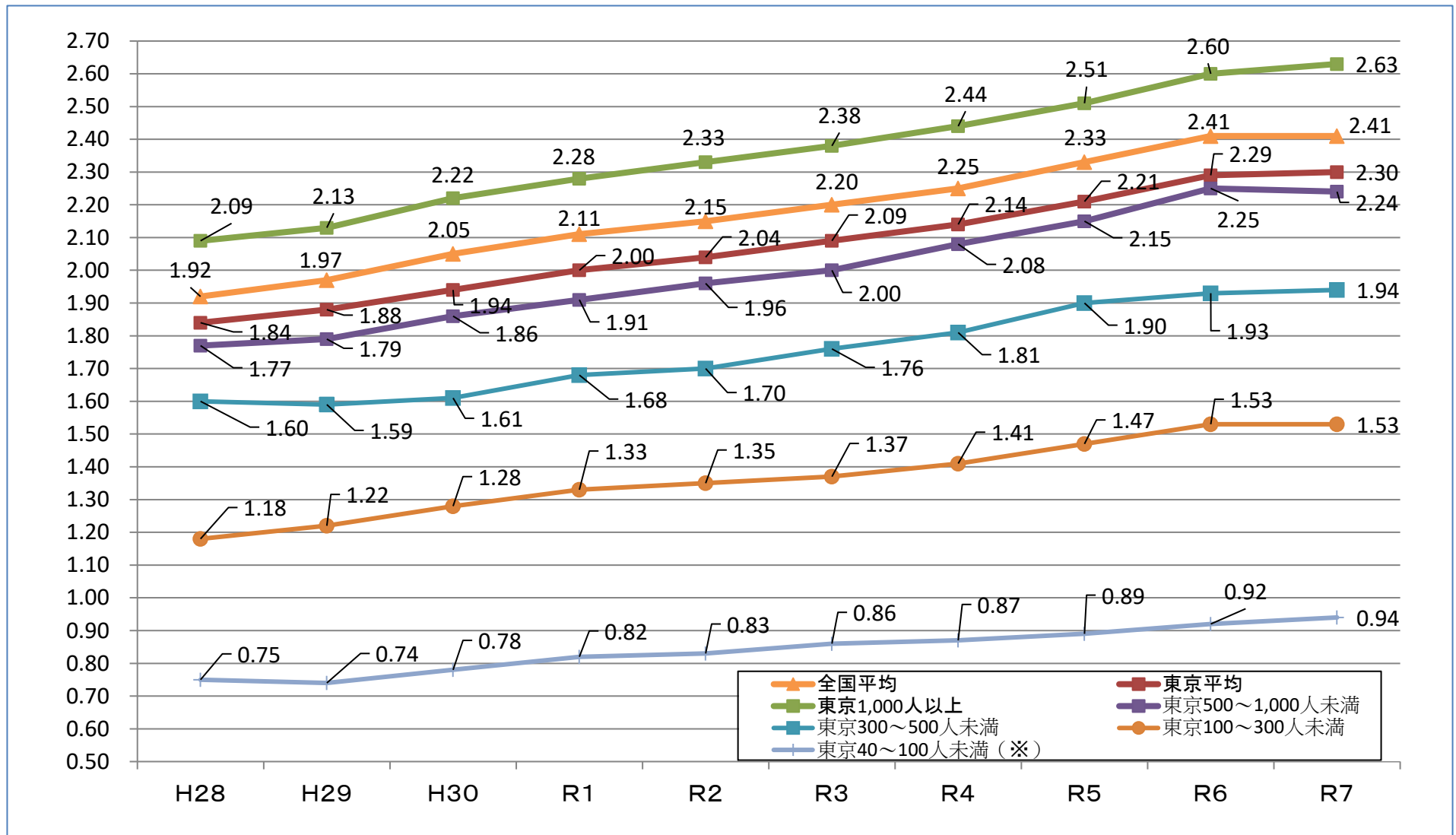
◆東京の実雇用率・雇用障害者数の推移



制度改正の影響により、平成23年の実雇用率は低下しているが、雇用者数は着実に増加している。

5 障害者雇用状況報告の集計結果④

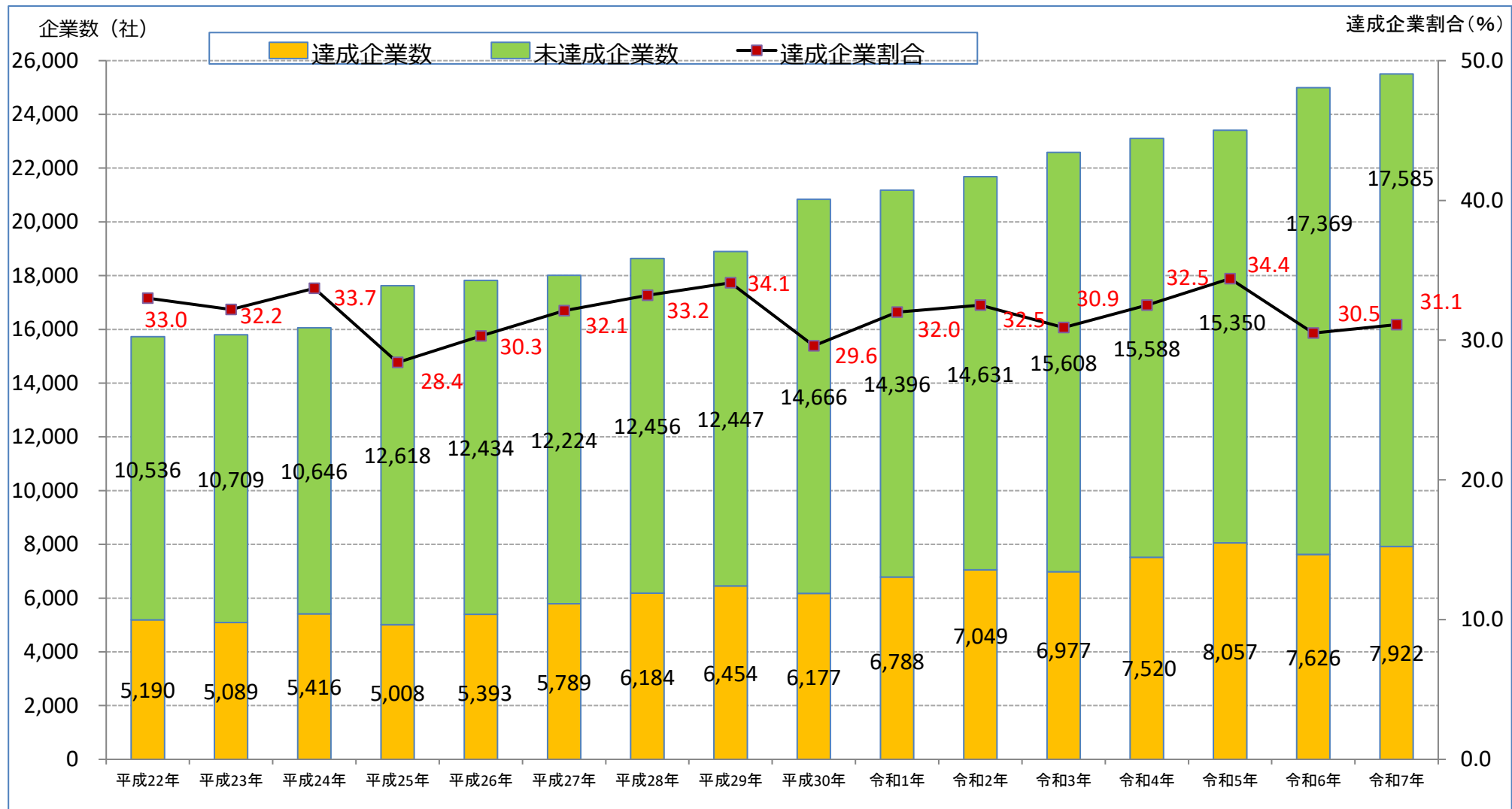
◆東京の企業規模別実雇用率の推移



※H29年までは50～100人未満、H30年からR2年までは45.5～100人未満、R3年からR5年までは43.5～100人未満、R6年からは40～100人未満

5 障害者雇用状況報告の集計結果⑤

◆東京の達成企業数・達成企業割合の推移



※平成22年7月除外率引下げ

※令和7年4月除外率引下げ

法定雇用率1.8% → 2.0% → 2.2% → 2.3% → 2.5%

5 障害者雇用状況報告の集計結果⑥

◆企業規模別の法定雇用率未達成企業数（東京）

区分	① 法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③ 障害者の数 が0人である 企業数
		0.5人 又は1人	1.5人 又は2人	2.5人 又は3人	3.5人 又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	17,585 (100.0%)	9,419 (53.6%)	4,161 (23.7%)	1,767 (10.0%)	1,067 (6.1%)	983 (5.6%)	145 (0.8%)	31 (0.2%)	12 (0.1%)	9,735 (55.4%)
40-100人未満	8,982 (100.0%)	7,524 (83.8%)	1,458 (16.2%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	8,493 (94.6%)
100-300人未満	5,558 (100.0%)	1,463 (26.3%)	2,218 (39.9%)	1,187 (21.4%)	510 (9.2%)	180 (3.2%)	— —	— —	— —	1,228 (22.1%)
300-500人未満	1,351 (100.0%)	191 (14.1%)	242 (17.9%)	306 (22.6%)	293 (21.7%)	312 (23.1%)	7 (0.5%)	— —	— —	10 (0.7%)
500-1,000人未満	973 (100.0%)	151 (15.5%)	155 (15.9%)	184 (18.9%)	176 (18.1%)	273 (28.1%)	33 (3.4%)	1 (0.1%)	— —	4 (0.4%)
1,000人以上	721 (100.0%)	90 (12.5%)	88 (12.2%)	90 (12.5%)	88 (12.2%)	218 (30.2%)	105 (14.6%)	30 (4.2%)	12 (0.1%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である

5 障害者雇用状況報告の集計結果⑦

◆公的機関における在職状況

令和7年6月1日状況調査 令和7年12月19日公表
()内は、令和6年6月1日状況調査

東京都の機関

★法定雇用率2.8%

- 実雇用率3.23% (3.32%)
- 知事部局3.22% (3.26%)

区市町村の機関

★法定雇用率2.8%

- 実雇用率2.52% (2.61%)

東京都教育委員会

★法定雇用率2.7%

- 実雇用率1.67% (1.95%)

	算定基礎職員数	障害者数	実雇用率	実雇用率対前年比増減
都の機関	37,181.0 (35,429.0)	1,200.0 (1,177.0)	3.23% (3.32%)	▲0.09P (0.03P)
区市町村の機関	124,229.5 (114,546.5)	3,130.5 (2,994.5)	2.52% (2.61%)	▲0.09P (0.05P)
東京都教育委員会	59,409.0 (50,548.0)	993.0 (985.5)	1.67% (1.95%)	▲0.28P (0.00P)

6 労働局・ハローワークにおける雇入れ支援等①

○就職面接会の開催

第1回障害者就職面接会

【日時】令和7年6月24日（火）
13時00分～16時00分
【会場】東京体育館 メインアリーナ
（渋谷区千駄ヶ谷1-17-1）
【参加者数等】企業数：200社、求職者数：910人



会場の様子
（手話通訳者、要約筆記者を配置）



第2回障害者就職面接会

「TOKYO障害者マッチング応援フェスタ」の一環として開催
主催：東京労働局、東京都、（公財）東京しごと財団

■区部会場

【日時】令和8年2月10日（火）
13時00分～16時00分
【会場】東京ビッグサイト 南展示棟4ホール
江東区有明3-11-1
【企業数】180社（予定）
【申込方法等】
1/9～2/9に都内ハローワークにて申込み

■多摩会場

【日時】令和8年2月27日（金）
13時00分～16時00分
【会場】東京たま未来メッセ
八王子市明神町3-19-2
【企業数】30社（予定）
【申込方法等】
1/27～2/26に都内ハローワークにて申込み

- その他、各ハローワークで小規模面接会も随時開催

6 労働局・ハローワークにおける雇入れ支援等②

○障害のある学生等に対する支援

新卒応援ハローワーク

- ・新規卒者等を対象とした専門のハローワーク
- ・全国に56か所設置
- ・利用対象者は大学・大学院・短大・高専・専修学校（専門課程）等の卒業予定者、卒業後概ね3年以内の方
- ・学校と連携し、個別担当者制によるきめ細かな支援を実施

<都内の新卒応援ハローワーク>

- 東京新卒応援ハローワーク → 23区内の大学等と連携
- 八王子新卒応援ハローワーク → 多摩地区の大学等と連携

専門支援コーナー

対象者：障害者手帳を持っている方
発達障害、精神障害、難治性疾患等（※手帳の有無問わず）

<どんな仕事が向いているかわからない>

障害の状況をお聞きしながら、アドバイスします。必要に応じて専門機関（地域障害者職業センター）による職業評価も活用して、職業能力や仕事の適性などを把握するための支援を行います。

<仕事をしたいけど、不安なことがある>

仕事の探し方や履歴書の書き方など、仕事に関するさまざまな相談に応じます。障害学生を対象とした求人情報を提供します。

令和8年3月新規大学等卒業予定

障害者 就職面接会

2025 7/23(水) 24(木) 25(金)
各日22社
計66社
参加予定

【開催時間】13時30分～16時30分 ※受付13時～15時30分

【参加対象】
①令和8年3月大学等（大学、大学院、短大、高専、専修学校等）卒業予定者
②上記学校を卒業後、概ね3年以内の方

※申込方法は裏面を参照ください。
※事前の予約が必要です。
※申込多数の場合は後日の選考となる場合があります。

【会場】
東京新卒応援ハローワーク
出会うフロア
新宿区西新宿2-7-1
新宿第一生命ビルディング21階
(アクセス)
JR各線「新宿駅」西口 徒歩10分
大江戸線「都庁前駅」A7出口 徒歩2分
丸の内線「西新宿駅」徒歩5分
※専用の駐車場はございません。
ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

参加企業・求人は
東京新卒応援ハロー
ワークHPにて
6月下旬に公開予定

2次元
コード

毎年多くの内定が出ており
ます。皆様のご参加お待ち
しております。

主催：東京労働局・都内ハローワーク（公共職業安定所）
東京新卒応援ハローワーク・八王子新卒応援ハローワーク

障害のある学生等を対象とした
就職面接会を開催



6 労働局・ハローワークにおける雇入れ支援等③

○企業向け雇用支援セミナー

障害者の雇入れから入社後の職場定着、社内理解の促進等をテーマに先進的に取り組む企業の実例などを紹介

内容	開催日時	開催方法	内容等
第1回 障害者雇用支援 セミナー	令和7年7月18日（金） 14：00～16：30	会場とオンラインの ハイブリッド方式	【講師】 ・東京障害者職業センター ・障害者雇用を積極的に取り組む企業
第2回 障害者雇用支援 セミナー	令和8年3月開催予定	会場とオンラインの ハイブリッド方式	【講師】 ・障害者雇用を積極的に取り組む企業、 医療機関等（予定）

※上記の他、就労支援機関から支援メニューの案内や、ハローワークから求人票の作成方法などについてオンラインセミナーを2回実施（令和7年9月5日（金）、11月7日（金））

○企業と就労移行支援事業所等との面談会

企業と支援機関がお互いを知り、連携を深めながら障害者雇用を推進していくことができるよう機会を提供

内容	開催日時	会場	内容等
区部会場	令和7年9月10日（水） 13：00～16：00	東京新卒応援 ハローワーク 出会いのフロア	・各就労支援機関から支援内容や利用者について説明 ・企業が就労支援機関のブースを訪問、各機関の事業内容や利用者（障害者）の状況等を説明
多摩会場	令和7年9月30日（火） 13：00～16：00	立川地方合同庁舎	



6 労働局・ハローワークにおける雇入れ支援等④

○就労支援セミナー

対象	開催日時	開催方法	内容等
大学等キャリアセンター教職員等	令和7年9月9日（火） 13：00～17：00	会場参加	発達障害のある大学生等に対する支援をテーマに、医療機関（デイケア）の講演とグループワーク
特別支援学校生徒保護者・教職員	令和7年9月20日（土） 13：30～15：50	会場参加	特別支援学校の卒業生を雇用する企業と障害者就業・生活支援センターによる講演＜東京都教育庁と共催＞
医療機関（デイケア）職員等	令和7年12月10日（水） 14：00～16：00	会場とオンラインのハイブリッド方式	医療機関のソーシャルワーカー及び就労移行支援事業所を講師に招き、関係機関と連携した就労支援について講演
就労継続支援B型事業所職員等	令和7年12月16日（火） 14：00～16：00	会場とオンラインのハイブリッド方式	就労継続支援B型事業所とハローワークとの連携による就労支援について、それぞれの職員による講演

○企業見学会

対象	開催回数	内容等
就労支援機関の職員及び利用障害者	年間8回（うち、オンライン開催2回）	就労経験のない、あるいは少ない障害者を対象に、一般就労への具体的な理解を深め、就職への動機付けを行う

6 労働局・ハローワークにおける雇入れ支援等⑤

○職場実習のための合同面談会

内容	開催日時	会場	内容等
区部会場	令和7年11月14日（金） 13：30～17：00	東京新卒応援 ハローワーク 出会いのフロア	・ 障害者に対しては、一般就労の理解向上と就職への動機付けのため、企業に対しては、障害者に接する機会を広げることで、雇入れの課題や不安を解消し雇用の促進を図ることを目的に実施。 ・ 参加企業については、管轄ハローワークと調整のうえ実習内容を決定し、就労支援機関へ情報提供。希望する企業について予約制により面談を実施。
多摩会場	令和7年10月30日（木） 13：30～17：00	立川地方合同庁舎	

○職場体験実習

対象	実施時期	内容等
就労支援機関の職員及び利用障害者	随時	職場体験実習を受入れる企業を開拓し、実習内容を調整し、企業リストを作成。就労支援機関へ情報提供し、希望者と企業との実習をコーディネートする。

○障害者就労アドバイザーによる助言

対象	実施時期	内容等
就労支援機関の職員	随時	障害者就労アドバイザー（障害者雇用に関し、豊富な知識や経験を有する者等を登録）による、支援に課題を抱えている就労支援機関等を対象とした助言等を行う。令和7年度アドバイザーは11名。

6 労働局・ハローワークにおける雇入れ支援等⑥

○精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

内 容	「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、 「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント （コミュニケーション方法）」など
メリット	精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを、短時間で学ぶことができます。
講座時間	90分程度（講義75分、質疑応答15分程度）
受講対象	企業に雇用されている方を中心に、どなたでも受講可能です。 現在、障害のある方と一緒に働いているかどうかなどは問いません。



事業所への出前講座もあります

管轄ハローワークへご相談ください

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神障害者・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、相談に対応することも可能です。



「精神・発達障害者しごとサポーター」は、特別な資格制度などではありません。また、この講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

6 労働局・ハローワークにおける雇入れ支援等⑦

○障害者雇用相談援助助成金（令和6年4月～）

●認定事業者数（東京局）：23社
※令和7年12月末現在

一定の要件を満たす事業者として労働局により認定を受けた事業者（認定事業者）が、ハローワークによる雇用指導と一体となって、障害者の雇入れや雇用管理に関する相談援助事業（障害者雇用相談援助事業）を支援の対象となる事業主（利用事業主）に実施した場合に助成を行うもの。

障害者雇用相談援助事業者認定基準

<法人要件>

障害者の一連の雇用管理に関する相談援助の業務の経験を有すること
又は障害者の一連の雇用管理に関する実務の経験を有すること
⇒特例子会社、もにす認定企業等の障害者雇用の実務の経験を有する

<人員要件>

- ・障害者の一連の雇用管理に関し、5年以上の業務又は実務の経験を有し、2年以上の総括的な指導監督の経験を有する事業実施責任者
- ・障害者の一連の雇用管理に関し、3年以上の業務又は実務の経験を有する事業実施者を配置していること。

<その他>

- ・法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること
- ・欠格事由に該当しないこと

障害者雇用相談援助助成金 支給対象

認定事業者が障害者雇用相談援助事業を行った結果、支援を受けた事業主が障害者の雇入れのための措置を行った場合

支給額

60万円（80万円）

認定事業者が障害者雇用相談援助事業を行った結果、支援を受けた事業主が対象障害者を雇入れ、6か月以上その雇用が継続した場合

1人当たり7.5万円
（10万円）

注：4人までが上限

◆利用事業主向けリーフレット



※事業者の認定業務を東京労働局、支給業務は（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う

6 労働局・ハローワークにおける雇入れ支援等⑧

○障害者雇用優良中小事業主認定制度

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定企業数（東京局）：64社 ※令和7年12月末現在

- 認定マークを使用できます！
- 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！
- 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！
- 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

都道府県労働局に申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局（本社が都内の場合は東京労働局）に提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

もにす認定

検索

